

令和 6 年度第 2 回名古屋市バリアフリー庁内推進会議

日時：令和 6 年 9 月 9 日（月）9 時 50 分～

場所：東庁舎 5 階 大会議室

- 1 バリアフリー整備相談支援事業の概要（案）について 【資料 1】 P 1

障害者や高齢者をはじめ配慮を必要とする当事者が市が行う施設整備に参画する場を設けることで、事業者や行政では気づけない使いやすさ等のニーズを施設整備へ反映させ、バリアフリーのまちづくりにつながる取り組みを行う。

バリアフリー整備相談支援事業のイメージ

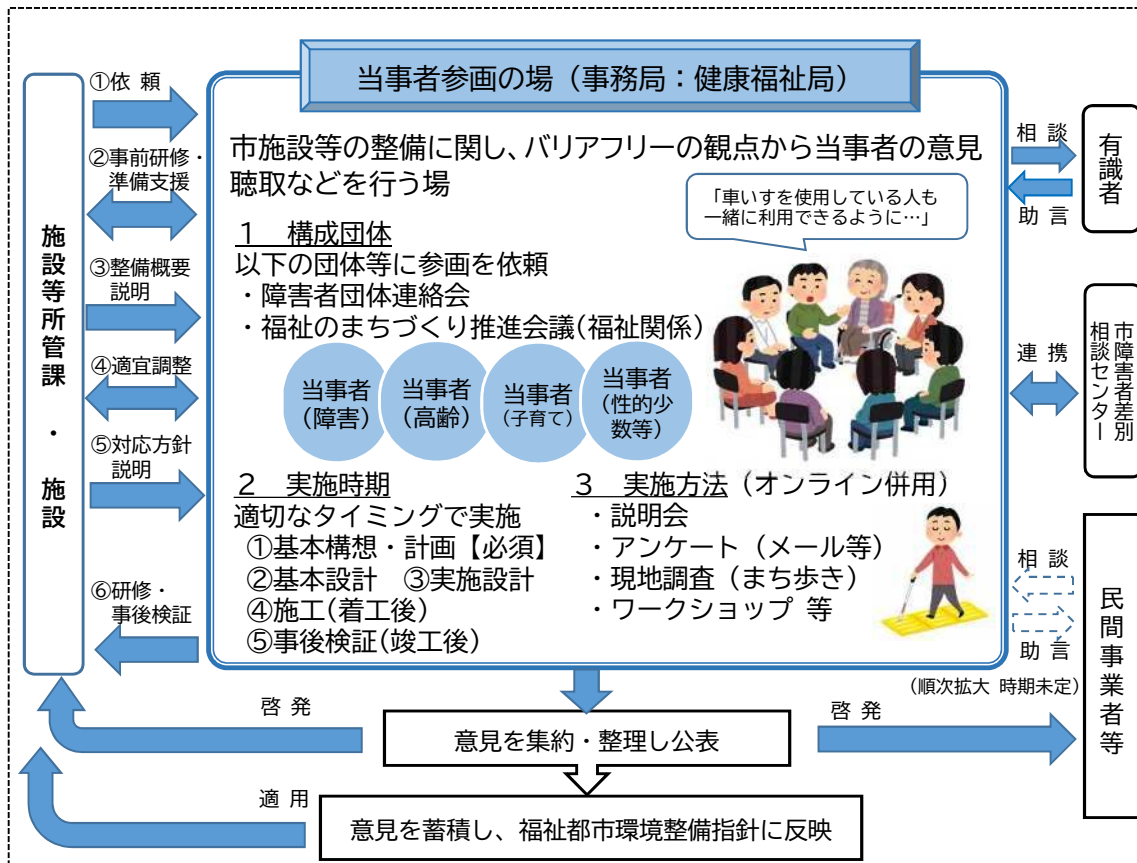
健康福祉局(=事務局)において当事者参画の場を設置し、市が行う施設整備への当事者意見を聴取するとともに、施設職員へのバリアフリーに関する研修や当事者意見を活用して民間への啓発を実施する。あわせて、意見を蓄積し、福祉都市環境整備指針への反映を検討する。

バリアフリー庁内推進会議
(健康福祉局主管副市長、各局長等)

連絡調整 連携構築

福祉のまちづくり推進会議
(学識経験者・福祉関係者等)

報告 意見



他都市状況

政令市のうち、制度として当事者参画の場を運営しているのは4都市(札幌、京都、堺、岡山)
※令和5年度末時点調査



当事者参画の対象



1 要件

市施設等の整備のうち、以下のいずれかに該当するもの

- (1)市が実施する施設等の整備のうち以下のいずれかに該当するもの
ア 公共建築物：特別特定建築物で床面積の合計が2,000㎡以上
のものの新築、増築、改築、リニューアル改修等

【主な公共建築物の例】

特別特定建築物(床面積2,000㎡以上)	《当事者参画の対象》
・会館ホール(公会堂、市民会館等) ・文化教養施設(国際センター、市民ギャラリー等) ・スポーツ施設(瑞穂運動場、総合体育館等) ・障害者福祉施設(障害者スポーツセンター等) ・博物館、美術館 ・庁舎(市役所、区役所等) ・生涯学習センター ・スポーツセンター ・小学校、中学校	約600施設
特別特定建築物(床面積2,000㎡未満)	《一覧で情報提供》
・地域センター ・地区会館 ・図書館 ・プール ・児童館 ・福祉会館 ・コミュニティセンター	約400施設

※特別特定建築物への該当、床面積等は計画通知による最終判断が必要

イ 道路：特定道路の新設又は改築

ウ 公園：都市公園のうち、面積4ha以上の公園の新設又は移動等
円滑化園路を含む大規模な再整備で、当事者が必要と認めるもの

エ 公共交通機関：特定旅客施設の新設又は大規模な改良

(2)施設等所管課が希望するもの

(3)事務局が特に必要と認めるもの(当事者の要望を踏まえて検討)

2 その他情報提供

小規模な公共建築物の整備等は一覧にして情報提供



スケジュールのイメージ

	R7	R8	R9	R10	R11	R12
R7年度 10件程度	当事者 参画	設計 対応方針説明	施工	研修	検証	
R8年度 10件程度		当事者 参画	設計 対応方針説明	施工	研修	検証
以降			：			

令和6年度におけるバリアフリー整備相談支援事業に関する検討経過

4月23日 第1回幹事会開催

5月13日 第1回庁内推進会議開催

検討体制等説明

- ・ 運用関係
- 対象整備関係
- 予算関係

5月16日 第1回PTにて事業概要（素案）を説明

《主な意見》

- ・ 当事者参画の場について学識経験者等によるマネジメントを期待。
- ・ 提出案件について、時期が集中する可能性があるのではないか。
- ・ 福祉都市環境整備指針との関係については、十分に検討が必要。
- ケーススタディで実施する等、まずは対象を絞って実施し、リニューアル改修はその後拡大でも良いのでは。
- 対象整備に関して当事者の意向を見ながら抽出すべきでは。

6月12日 障害者団体連絡会にて事業概要（素案）を説明

6月7～19日 福祉のまちづくり推進会議福祉関係委員に事業概要（素案）を説明

《主な意見》

- ・ 当事者参画の場を設けるという考え方は良い。
- ・ 当事者参画の場に月に1回程度出席するのは大変。これまでに当事者から意見が出ている部分は、基本設計の際にすでに網羅しておいて欲しい。
- ・ 「お互いの発言を尊重」とか「非難、批判をしない」ということを当事者参画の場の冒頭で周知することが必要。
- ・ ハード面だけでなく職員、スタッフの対応についても当事者参画の場で議論が出来るといい。
- 「まずは、市の施設」で理解はしたが、将来的には日常生活の場である民間の施設も対象として欲しい。
- 地域の人にとってはコミュニティセンターや学校のような施設も大切。小さな施設について、全てをこの当事者参画の場でやれということではない。せめて施設整備の計画を提供して欲しい。

7月9日 第2回PTにて当事者参画の場の構成、事務局の役割及び対象整備を説明

《主な意見》

- ・ 前提として参画の場がどういった場であるのか、市がバリアフリー法や福祉都市環境整備指針に則って整備しているというようなことを当事者参画の場で事前に説明してほしい。
- ・ 当事者参画の場が円滑に進むか否かは事務局のファシリテーション機能によるところが大きい。属人的ではなく、継続的に能力を維持するためには学識経験者やコンサルの活用等が必須。
- ・ 当事者団体の数について、各都市をみても10名くらいで実施している。やりとりをしっかりとるために10名くらいに絞ってはどうか。
- ・ 意見への対応について、事務局で事例集を作成したり、福祉都市環境整備指針の見直しを継続的に行うような仕組みとして欲しい。
- 大規模ではない施設整備の場合は、意見聴取を行う時間的・人的余裕が確保できないのではないか。
- 小規模改修の案件のような当事者の意見を取り入れる余地が少ない案件を情報提供することが適切であるかどうか、事前に十分な検討が必要ではないか。
- 予算が増加することについて、財政局に事前の理解を得ているかが大きな課題。

7月29日 福祉のまちづくり推進会議にて事業概要（素案）を説明

《主な意見》

- ・この事業は健康福祉局だけの話ではなく、整備を行う各局の話なので**各局との調整をして、しっかり進めていただきたい。**
- ・参加できない場合もあるため、**各案件の説明は何回か実施する必要があるのでは**ないか。
- ・**当事者参画の場での議論**を記録して、**設計図書並みに保存**しておいてほしい。
- ・建物の設置目的、必要となる機能も考慮すべき、**利用者の意見も考えてほしい。**
- ・ハード面だけでなく施設を実際に使う段階のソフト面についても、特に障害者理解について等、**しっかり対応していく必要がある。**
- ・当事者の意見としてよく出るものは**当たり前**に設置して欲しい。
- 市の整備だけでなく、**国などが行う整備も対象**として欲しい。
- 施設までのアクセスルートも**対象**としてほしい。
- 「**当事者が必要とするもの**」も要件に加えてほしい。
- 公共建築物以外の小規模なものや「**別の手段によるもの**」「**特別な事情があるもの**」も**情報提供**の対象として欲しい。
- 予算の確保**も必要。

8月 7日 第3回PT開催（事業概要（案）のとりまとめ）

《主な意見》

- ・**しっかりと意見を聴ける機会**を設けるのが本事業の主眼だが、一方で**施設の完成を一刻も早く望んでいる人**たちもいるので**バランスは上手にとっていただきたい。**
- ・「意見への対応の調整というところを事務局が主体的にしていけるべきではないか。」「基本的には**施設等所管課**が必要などについて**主体的に検討**していくべき。」
- ・当事者の意見が対立してしまう場合がある。集約・整理をしていく際、**当事者側にも施設等所管課側にもそれぞれの当事者の特性について理解**していただく必要がある。
- 「**施設までのアクセスルートまでを対象**としてほしい」とあるが、アクセスルートの始点はどこか。最寄り駅からということになると、工事がなくても駅は対象となり、**範囲が広い**と思う。

8月23日 障害者団体連絡会（事業概要（案））

8月27日 第2回幹事会開催（事業概要（案））

9月 4日 福祉のまちづくり推進会議（事業概要（案））

9月 9日 第2回庁内推進会議（事業概要（案））

(参考) 他都市における当事者参画の実施状況 (政令指定都市調査結果)

都市	札幌市	京都市	堺市	岡山市	名古屋市(案)
制度名	公共的施設の バリアフリーチェックシステム	みやこユニバーサルデザイン審議会 利用しやすい施設づくり部会	公共施設等の バリアフリー化推進協議	設計支援委員制度	バリアフリー整備相談支援事業
根拠	要綱	要綱	要綱	条例	要綱
開始	平成22年9月	平成17年度	令和4年2月	平成14年4月	令和7年度
対象	【公共建築物】 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の新築、増築、改築、改修	【公共建築物】 特別特定建築物+特定建築物の一部の新築、増築、改築、大規模修繕・模様替え、用途変更等	【公共建築物】 床面積2,000㎡以上の不特定多数の者が利用する部分の新築、増築、改築、改修等	【公共建築物】 【道路】 【公園】 【公共交通機関】 生活関連施設などの新築、増築、改築、改修 (生活関連施設: 病院、店舗、集会場、ホテル、学校、官公庁舎、公共交通機関の施設、道路、公園等)	【公共建築物】 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の新築、増築、改築、リニューアル改修等
	【道路】 バリアフリー基本構想に基づく道路の事業				【道路】 特定道路の新設又は改築
	【公園】 地区公園及び総合公園の新規整備、全面的な改修		【公園】 ・4ha以上の都市公園の新規整備、大規模改修における特定公園施設		【公園】 4ha以上の都市公園の新設、移動等円滑化園路を含む大規模な再整備
		【公共交通機関】 旅客施設の建築、大規模な改良、旅客施設の構成施設(通路、昇降機等)の新設、増設又は移設			【公共交通機関】 特定旅客施設の新設、大規模な改良
当事者	当事者団体(障害者、高齢者)が選任 他団体、専門家等を追加可能 高齢者2名、障害者10名以内 報酬1,000円/回	審議会に設置される部会委員(学識者及び障害者、高齢者、外国人、商業、建築等の団体に所属する者等) 10名程度 報酬9,000円/回	当事者団体(障害者、高齢者)が選任 他団体、専門家等を追加可能 10名以内 報酬2,000円/回	専門的知識のある障害者などを公募 8名程度 報酬7,500円/回照会回答	障害者団体連絡会、福祉のまちづくり推進会議の構成団体等 19団体 に参画を依頼
実施時期・回数	【実施時期】 設計段階と施工段階は必須	【実施時期】 工事着手前・完了後の適切な時期	【実施時期】 設計又は施工内容の変更が可能な時期	【実施時期】 当事者意見が反映できる時期	【実施時期】 設計前は必須 (整備後、事務局による施設職員への研修、検証を実施)
	【実施回数】 必要に応じて複数回	【実施回数】 原則、工事着手前・完了後の各1回、必要に応じて複数回	【実施回数】 必要に応じて複数回	【実施回数】 原則1回、必要に応じて複数回	【実施回数】 必要に応じて複数回
実施方法	会議、現地 1回 1案件2時間程度	会議、現地 1回1~3案件1~3時間程度	会議、現地 1回 1案件1、2時間程度		会議、現地、ワークショップ等 1回1案件2時間程度(柔軟に対応)
実績	R5:1件 R4:2件 R3:1件	R5:1件 R4:0件 R3:0件	R5:1件 R4:0件 R3:-	R5:9件 R4:7件 R3:4件	毎年度10件程度を想定
意見への回答	施設等所管課が回答書を作成し、事務局が当事者に送付	施設等所管課が回答書を作成し、事務局が当事者に送付	施設等所管課が回答書を作成し、事務局が当事者に送付	竣工した施設を事務局が会議にて報告	施設等所管課が当事者参画の場にて説明
意見の活用	市HPにて公表 福祉のまちづくり推進会議へ報告	市HPにて公表 審議会へ報告	市HPにて公表	市HPにて公表	市HPにて公表 福祉のまちづくり推進会議へ報告 福祉都市環境整備指針に反映

※ 政令指定都市20都市の内、制度として当事者参画の場を運営している4都市(R5年度末時点)について、他都市資料及びヒアリング(R6年4~6月実施)結果を掲載

バリアフリー整備相談支援事業の概要（案）

1 趣旨

障害者や高齢者をはじめ配慮を必要とする当事者（以下「当事者」という。）が、市が行う施設整備に参画する場を設けることで、事業者や行政では気づけない使いやすさ等のニーズを施設整備に反映させ、誰もが使いやすい施設の整備を進めることにより、バリアフリーのまちづくりにつなげる取組みを行うもの。

2 背景

- 本市においてはこれまで、「人にやさしいまち名古屋」を実現するため、福祉的観点からの本市のまちづくりの基本理念や、本市が福祉のまちづくりを推進していくうえでの必要な視点や方策、及び公共建築物・道路・公園・公共交通機関といった各種都市施設を整備する上での標準的な技術的基準について明らかにした福祉都市環境整備指針等に基づき施設等のバリアフリー整備に努めてきた。
- 一方、当事者の意見を聴取せずに計画・設計を行うことで、当事者のニーズとズレが生じてしまうことがありえる状況であった。
- 意見聴取に関しては、福祉都市環境整備指針の「当事者が参加し、当事者とともに決めていく過程を経て、必要な配慮について理解を深め、整備を進めていく取り組みが必要」という理念に基づき、一部の整備で意見聴取を行ってきたが、意見聴取を行うための全庁的な仕組みができていなかった。
- そのような中、令和6年2月には「「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証委員会」の中間報告において、「バリアフリーの一層の推進と、事業者や行政では気づくことができない安全性や使いやすさ等のニーズを施設整備へ反映させるため、障害者や高齢者をはじめ配慮を必要とする当事者からの意見聴取や対話の仕組みを整備することを検討すべき」とされた。
- これらのことを背景に、当事者参画の仕組みを検討する必要があると判断し、令和6年度において仕組みを構築するための検討を行うこととしたもの。

《福祉都市環境整備指針（抜粋）》

Ⅱ 福祉のまちづくりの基本理念（8 ページ）

1 人としての尊厳が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち

私たちは、誰もがいきいきと自分らしく生活し、日々活動することができるまちづくりをめざします。

【課題認識】

市民の誰もが安全・快適で気軽に外出し、社会活動に参加できることが求められています。そのような誰もが社会参加のできるまちづくりにあたって、「社会モデル」の導入等による障害者の定義の拡大や、乳幼児連れの方への配慮などにより、配慮すべき対象者の範囲が拡大している現状があります。また、パートナーシップ（協働）のまちづくりに関し、現在では当事者参加という過程がよりいっそう重要視されているところです。

これらの課題やニーズに応えるために必要な条件整備をしていくことこそが、福祉のまちづくりの本質です。当事者が参加し、当事者とともに決めていく過程を経て、必要な配慮について理解を深め、整備を進めていく取り組みが必要です。これにより、共生社会（インクルーシブな社会）の実現へとつながっていきます。

コラム「当事者意見から得られること」（30 ページ）

設計者の思い込みによる計画・設計の防止

当事者でない人たちのみで計画・設計を行うと、思い込みで計画・設計してしまい、当事者のニーズとズレが生じることもありえます。多様な利用者の意見を聞くことにより、様々な気づきや視点を得られ、本当に必要とされる整備の実現にもつながります。

基準どおりでは不十分な場合での解決策の発見

基準に則った整備を行うことで、施設のバリアフリー化は進展します。しかし、基準はすべての人のあらゆるニーズをくまなくカバーしているものではありません。また、両立が困難な複数の要望が出された場合、どれを優先すべきか調整が必要となることも考えられます。その判断にあたっては、施設の性格や利用状況のほか、緊急時のトラブル対応や利用者の安全等に関わってくるような「ニーズの切実さ」について意見をいただき、それを基にした対応を検討することも求められます。

《「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証委員会」の中間報告 「第 6. 再発防止に向けて取り組むべき事項」（抜粋）》

7 対話によるバリアフリーを推進するための仕組みの整備

市が公共建築物を整備するにあたっては、バリアフリー法等に基づく不特定多数を対象とした環境の整備に係る施策と、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供を両輪として市民の合意のもとに進めることが重要である。

バリアフリーの一層の推進と、事業者や行政では気づくことができない安全性や使いやすさ等のニーズを施設整備へ反映させるため、障害者や高齢者をはじめ配慮を必要とする当事者からの意見聴取や対話の仕組みを整備することを検討すべきである。

3 事務局の設置

- 市施設等の整備における当事者参画について、健康福祉局において事務局を設置する。
- 事務局は、当事者参画の場の運営、整備を行う施設等の所管課（以下「施設等所管課」という。）と当事者団体との調整支援を始めとする以下の業務を行う。

（１）当事者参画の場の運営

施設等所管課からの依頼により、対象整備に関する当事者参画の場の運営を行う。

（２）施設等所管課と当事者団体との調整支援

整備における当事者参画や参画の場で行われた意見への対応方針の作成にあたり必要となる施設等所管課と当事者団体との間の調整を支援する。

（３）当事者参画により出された意見の活用

- ・当事者参画により出された意見について、集約・整理し、意見の概要を公表することで、市が行う施設整備に役立てるとともに、民間事業者への啓発にもつなげる。
- ・当事者の意見を蓄積することにより、福祉都市環境整備指針の改定に役立てることも検討する。

（４）施設等所管課及び施設への研修等

施設等所管課及び施設職員へのバリアフリーや当事者の特性に関する研修支援を行うとともにより良い整備に向けた検証を行う。

（５）その他本市が行う整備に係るバリアフリー化に関する相談・支援

- 事務局は、有識者に対して施設等所管課や事務局から代替案や先進事例等の相談ができるような体制を整える。
- 事務局は、障害者差別相談センターと以下の事項について連携して業務を行う。
 - ・意見への対応方針を作成するにあたっての合理的配慮の提供
 - ・障害者差別相談センターに寄せられたバリアフリーに関連する相談の情報共有
- 事務局業務の一部は、以下の能力を有する団体へ委託する。
 - ・障害者や高齢者等当事者のことを正しく理解していること。
 - ・設計・施工および福祉都市環境整備指針を始めとするバリアフリー整備に関することに精通していること。
 - ・名古屋市という都市の状況（他の施設における状況等）について把握していること。
 - ・会議におけるファシリテーションに関する知識や経験を有していること。

「事務局が担う調整支援の例」

- 当事者参画の場の対象となる施設等所管課への事前説明（資料作成・説明のポイント、障害者体験、整備事例の現場見学等）
- 施設等所管課と当事者団体との間に立ち意見が施設等の整備に活かされるよう支援
- 当事者へ情報がきちんと伝わるようにするため、施設等所管課が準備する資料について、当事者目線でのわかりやすい資料となるよう助言
- 当事者参画の場の目的を明確にし、施設等所管課が行う整備のスケジュールも考慮する等、円滑な場の運営に努める。
- 当事者間で考えが折り合わない等の場合に、より良いアイデアや代替案を示し、合意形成されるよう努力。当事者の意見について、意見の趣旨が正確に伝わるよう必要に応じて補足説明

「事務局が行うファシリテーションの具体的内容」

- 1 当事者参画の場への参加者（当事者及び施設等所管課）への事前依頼
 - 当事者と施設等所管課の相互理解を醸成することを目指し、建設的対話を促進するためをお願いを実施
 - 本市が行う施設等の整備におけるバリアフリー整備の基本的な考え方（バリアフリー法や福祉都市環境整備指針等に基づき整備をしていること等）を説明
- 2 当事者参画の場での調整
 - 当日議題となっている整備案件のタイミング（基本計画段階、基本設計段階等）とそのタイミングで反映が可能である範囲を説明
 - 当事者の意見について、意見の趣旨が正確に伝わるよう必要に応じて補足説明
 - 当事者が望む対応と施設等所管課が提供可能な対応について意見が食い違う場合には、双方の事実認識、主張・要望やその理由、福祉都市環境整備指針や障害者差別解消法等に対する理解等を確認し、調整を実施
 - ・当事者側：相手方に求める最低限の要望やその理由を確認
 - ・施設等所管課側：整備ができない理由、代替案

4 当事者参画の場の運営

(1) 当事者参画の場の設置

- 事務局は障害者や高齢者等の当事者団体等により構成される当事者参画の場を設置する。
- 当事者参画の場は、①障害者団体連絡会の構成団体及び②福祉のまちづくり推進会議の福祉関係委員出身団体を基本に参画を依頼する。
 - ・参画に同意していただいた各団体から当事者参画の場への出席者を原則 1 名ずつ推薦していただく。(原則固定を依頼)
 - ・任期は 2 年とする。(途中交替可能)
- ※「原則固定」「任期 2 年」とする理由
 - ・意見聴取時と対応方針説明時は同一者であることが望ましい。
 - ・継続して参加することで事務局と当事者との間及び当事者間での信頼関係が構築されることが期待できる。
- 当事者参画の場は案件に応じて開催する。(月 1 回程度を想定しているが、整備案件と当事者の都合とを調整し年間スケジュールを作成予定。)
- 対象整備案件の数が多い場合には、1 回の当事者参画の場で複数の整備を案件とする等、効率的な場となるよう配慮して運営を行う。
- 当事者参画の場は、オンラインとの併用を実施する等、当事者の参加に配慮した形式により実施する。
- 当事者は自らの心身の状況、困りごと等を踏まえ意見するとともに、全ての利用者にとって安全で使いやすい施設を目指す観点にも配慮する。

《当事者参画の場の構成団体（案）》

(令和 6 年 7 月現在)

団体名等	障害者 団 体 連絡会	福祉の まちづくり 推進会議
名古屋市身体障害者福祉連合会	○	○
愛知県障害者（児）の生活と権利を守る連絡協議会	○	
愛知県重度障害者の生活をよくする会	○	
名古屋市肢体不自由児・者父母の会	○	
名古屋手をつなぐ育成会	○	○
愛知県重症心身障害児（者）を守る会	○	
愛知県自閉症協会・つばみの会	○	○
名古屋市精神障害者家族会連合会	○	○
愛知県筋ジストロフィー協会	○	
日本リウマチ友の会愛知支部	○	
わっぱの会	○	
愛知県難病団体連合会	○	
名古屋市老人クラブ連合会		○
名古屋ライトハウス情報文化センター		○
名古屋難聴者・中途失聴者支援協会		○
A J U 自立の家		○
子育て支援の N P O まめっこ		○

NPO法人ASTA		○
(認知症関係)		

(2) 当事者参画の場の概要

- 当事者参画の場で、施設等所管課は整備概要の説明、あるいは現地調査等により、当事者の意見を聴取する。
- 事務局は、当事者団体に団体内での意見集約（数週間から1か月程度）を依頼し、出された意見を集約・整理の上、施設等所管課へ送付する。
- 施設等所管課は、後日の当事者参画の場で意見への対応方針を説明する。

(3) 当事者意見の取り扱い

- 施設等所管課は意見を反映させるよう努める。反映させることが困難な場合は、代替策等を検討するとともに、意見に対して理由を付して説明し、理解を得るよう努めなくてはならない。

(4) 実施時期

- 施設等所管課は、整備の種別（新築、改築、リニューアル改修等）や規模、出された意見が反映できる時期等を踏まえて、実施時期を検討する。

《実施時期と期待できることの例》

※すべてのタイミングで必要ということではなく、整備ごとに適切なタイミングで行う。

時 期	期待できること
① 基本構想・計画 ※必須を想定	○施設整備のコンセプトやベースを決める段階で工期や予算の変更を伴う提案が可能 例：バリアフリートイレにおける大型ベッドやカームダウン室の設置
② 基本設計	○構造や間取りの方針や設備の基本的な内容を決める段階で、基本設計図面の修正を伴う提案が可能 例：バリアフリートイレやエレベーターの位置・広さ、段差のないルートの設定・通路の幅
③ 実施設計	○寸法、建築材料、各設備等の最終的な設計を決定する段階で、詳細図面の修正を伴う提案が可能 例：トイレの設備、ドアやドアノブの形状・高さ、手すりや視覚障害者誘導用ブロック等の位置
④ 施工(着工後)	○設備部品の製品選定と配置、案内サイン等を決める段階で、デザインの内容や取付位置の変更を伴う提案が可能 例：色や文字の大きさ・内容、設置位置の高さ
⑤ 事後検証(竣工後)	○これまでの段階での提案がどのように実現したかを確認し、使い勝手の改善が必要な場合、運用面での工夫や将来的な改修計画、他の類似施設への反映等に係る提案が可能

(5) 実施方法

○事務局は、整備内容や実施時期、施設等所管課の意向を踏まえ、当事者参画の実施方法を検討する。

(実施方法の例)

区 分	概 要
説明会	施設等所管課による整備概要をまとめた資料、図面等を用いて説明、質疑応答を行い、意見を聴取する方法
アンケート	メール等を活用し、当事者団体を通じて当事者の意見を聴取する方法
現地調査（まち歩き）	対象の施設やエリアごとに現地で現状調査をしながら意見を聴取する方法
ワークショップ	整備計画等をもとに、当事者と施設等所管課とが実地現場での共同作業を通して、ニーズや意見を交換し、対話しながら意見を聴取し合意点を見出していく方法

(6) 当事者参画実施の流れ

(前年度中)

- ①事務局から各局に当事者参画の場の対象案件及び情報提供案件を照会
- ②施設等所管課にて当事者参画の実施時期等を検討の上、事務局へ回答
- ③事務局において、施設等所管課と実施方法・実施月を調整し、年間スケジュールを作成

(当年度)

- ④事務局と施設等所管課との間で資料作成等の事前調整
- ⑤当事者参画の場で施設等所管課が説明（現地調査の場合は現地調査を実施）
- ⑥各当事者団体内で意見集約（数週間から1か月程度）し、事務局へ報告
※当事者団体内で関連する団体の意見も併せて集約することは可能とする。
- ⑦事務局において各当事者団体から出された意見を集約・整理
- ⑧事務局から施設等所管課へ意見を送付、意見への対応方針の作成を依頼

(対応方針作成後)

- ⑨施設等所管課において、意見への対応方針を作成し、当事者参画の場で説明

(7) 施設等所管課と事務局との役割分担

- 事務局は当事者参画の場の運営に関するに加え、当日のファシリテーターとしての役割を担う。
- 施設等所管課は、整備内容を説明するための資料の準備、当日の説明、対応方針の検討等を担う。

区 分	施設等所管課	事務局
日程調整		○
会場確保	○ (現地調査の場合)	○
開催通知		○
説明資料作成	○ (必要に応じ、音声読み上げ 用テキストデータ、ルビ振り 等作成)	○ (必要に応じ、点字化、触知 図等作成)
手話通訳、要約筆記、 オンライン等準備		○
当日の進行・ ファシリテーション		○
当日の整備概要説明	○	
質疑応答	○	
当日意見の集約		○
団体への意見集約依 頼・回答集約		○
意見への対応方針作成	○	
(必要に応じて) 対応方 針作成にあたっての団 体との事前調整	○	○
意見への対応方針説明	○	
当事者への報酬支払い		○

※本役割分担案は現時点での検討段階のもの。

5 当事者参画の対象

(1) 要件

以下のいずれかに該当するものとする。

ア 市が実施する施設等の整備（PFI によるものを含む。）のうち、以下のいずれかに該当するもの

ただし、別の手段により当事者参画を実施するもの又は法令、地形等の特別な事情があるものは除くことができるものとする。

また、同様の施設等整備を複数実施するもので、当該施設等整備毎の特性を考慮する必要がないものは、当該施設等整備のうち代表的なもの又は当該施設等整備に関する指針、基準等を対象とすることができるものとする。

(ア) 公共建築物の整備

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第19号に規定する特別特定建築物のうち、床面積の合計が2,000㎡以上のものの新築、増築、改築、リニューアル改修等（増築等の場合にあっては、当該増築等に係る部分の床面積が2,000㎡以上のもの）※「(参考) 主な公共建築物の分類」を参照

(イ) 道路の整備

法第2条第10号に規定する特定道路の新設又は改築

(ウ) 公園の整備

都市公園法第2条第1項に規定する都市公園のうち、面積4ha以上の公園の新設又は移動等円滑化園路を含む大規模な再整備（これに係る法第2条第15号に規定する特定公園施設の新設、増設又は改築を含む）で、当事者が必要と認めるもの

(エ) 公共交通機関の整備

法第2条第7号に規定する特定旅客施設の新設又は大規模な改良

イ 施設等所管課が希望するもの

ウ 事務局が特に必要と認めるもの（当事者の要望を踏まえて検討）

(2) その他情報提供

以下のいずれかに該当するものを一覧にして当事者に情報提供するものとする。

ア (1) ア ただし書きの別の手段により当事者参画を実施するもの

イ 特別特定建築物の新築、増築、改築、リニューアル改修等のうち、(1) ア (ア) に該当しないもの

(一覧掲載事項例)

施設の名称、所在地、整備概要、スケジュール、所管課、連絡先

6 事業開始時期

令和7年度(予定)

※事業開始後、民間事業者等が行う整備への当事者参画や民間事業者からのバリアフリー整備に関する相談対応の実施を検討していく。

(参考) バリアフリー法等における用語解説

1 特別特定建築物

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして、次に掲げるもの

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの又は特別支援学校
- (2) 病院又は診療所
- (3) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- (4) 集会場又は公会堂
- (5) 展示場
- (6) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- (7) ホテル又は旅館
- (8) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- (9) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- (10) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- (11) 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場
- (12) 博物館、美術館又は図書館
- (13) 公衆浴場
- (14) 飲食店
- (15) 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- (16) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- (17) 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
- (18) 公衆便所
- (19) 公共用歩廊

2 特定道路

生活関連経路（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設相互間の経路）を構成する道路法による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって、移動等円滑化が特に必要なものとして、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもの

3 移動等円滑化園路（都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省））

公園の出入口及び駐車場から特定公園施設及び主要な公園施設を結ぶ経路のうち、公園利用者の移動が最も一般的な経路（主動線）

4 特定公園施設

移動等円滑化が特に必要なものとして、次に掲げるもの

- （１） 都市公園の出入口と（２）から（１２）までに掲げる公園施設その他国土交通省令で定める主要な公園施設（以下「屋根付広場等」という。）との間の経路及び（６）に掲げる駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場
- （２） 屋根付広場
- （３） 休憩所
- （４） 野外劇場
- （５） 野外音楽堂
- （６） 駐車場
- （７） 便所
- （８） 水飲場
- （９） 手洗場
- （１０） 管理事務所
- （１１） 掲示板
- （１２） 標識

5 特定旅客施設

鉄道施設等であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもののうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれること等の要件に該当するもの

(参考) 主な公共建築物の分類

- ・名古屋市市設建築物の個別施設計画表等から主なものを分類
- ・床面積は、現行建築物の延べ面積にて判断（下線の施設は一部、2,000㎡以上又は未満のものを含むもの）



対象要件アに該当するもの

対象要件アに該当しないが当事者へ情報提供するもの



対象要件アに該当しないもの

バリアフリー法における移動等円滑化基準適合義務対象

公共建築物	主に市外又は市内全域の人が利用	主に区内の人が利用	主に学区等の人が利用
特別特定建築物 (床面積 2,000㎡以上)	・集会・研修施設（青少年交流プラザ、女性会館 等） ・会館ホール（公会堂、市民会館 等） ・博物館、美術館 ・文化教養施設（国際センター、市民ギャラリー 等） ・スポーツ施設（瑞穂運動場、総合体育館 等） ・展示場（中小企業振興会館、国際展示場） ・路外駐車場等（大須駐車場、久屋駐車場 等） ・特別支援学校 ・児童福祉施設（児童福祉センター、あけぼの学園 等） ・障害者福祉施設（障害者スポーツセンター 等） ・保護施設（植田寮、笹島寮 等） ・社会福祉施設（総合社会福祉会館） ・庁舎（市役所、公館 等）	・生涯学習センター ・文化小劇場 ・スポーツセンター ・老人ホーム ・庁舎（区役所、支所） ・保健センター ・バスターミナル	・小学校、中学校
特別特定建築物 (床面積 2,000㎡未満) ➡当事者へ情報提供		・地域センター ・地区会館 ・図書館 ・プール ・児童館 ・福祉会館	・コミュニティセンター
特定建築物	・中央卸売市場 ・専門学校 ・高等学校 ・動物愛護センター		・幼稚園 ・保育園 ・市営住宅

※ 特別特定建築物への該当、床面積等は最終的には計画通知等において判断されるものであり、また、別の手段によるものや特別な事情があるものもあるため、掲載施設が直ちに対象となるものではございません。

名古屋市バリアフリー庁内推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 障害者や高齢者をはじめ、すべての市民が安心して快適に暮らせる「人にやさしいまち名古屋」を実現するため、本市施設等のバリアフリーの推進を図ることを目的として、名古屋市バリアフリー庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 庁内におけるバリアフリーの推進に必要な連絡調整及び関係部署の連携に関すること
- (2) その他バリアフリーの推進に関すること

(組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

2 推進会議に会長を置き、健康福祉局主管副市長をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(幹事会)

第5条 各局区室内でのバリアフリーの推進を図るため、推進会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。

3 幹事会に幹事長を置き、健康福祉局障害福祉部担当課長（障害者差別解消・バリアフリーの推進）をもって充てる。

4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(プロジェクトチーム)

第6条 推進会議には、必要に応じ、推進会議の所掌事項を検討するプロジェクトチームを置くことができるものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和 6年 4月16日から施行する。

別表1

会計室長
防災危機管理局長
市長室長
総務局長
財政局長
スポーツ市民局長
経済局長
観光文化交流局長
環境局長
健康福祉局長
子ども青少年局長
住宅都市局長
緑政土木局長
上下水道局長
交通局長
消防局長
選挙管理委員会事務局長
監査事務局長
人事委員会事務局長
教育長
市会事務局長
中村区長
中区長

別表2

会計室会計課長
防災危機管理局総務課長
市長室次長
総務局総務課長
財政局総務課長
スポーツ市民局総務課長
経済局産業労働部産業企画課長
観光文化交流局総務課長
環境局総務課長
健康福祉局総務課長
子ども青少年局企画経理課長
住宅都市局担当課長（企画調整）
緑政土木局担当課長（企画調整）
上下水道局経営本部企画経理部経営企画課長
交通局営業本部企画財務部担当課長（企画調整・外郭団体）
消防局総務部施設課長
選挙管理委員会事務局次長
監査事務局次長
人事委員会事務局次長
教育委員会事務局総務部企画経理課長
市会事務局総務課長
中村区区政部企画経理課長
中区区政部企画経理課長